

○睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付要綱

平成31年2月27日

告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時等における通学路でのブロック塀倒壊による被害から町民の生命及び身体を保護するため、危険ブロック塀の除却を実施する者に対し、睦沢町補助金等交付規則（昭和56年睦沢町規則第6号）に定めるもののほか、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学路 睦沢小学校の学校長が当該小学校への通学のための道として指定したものをいう。
- (2) 危険ブロック塀 通学路に面するコンクリートブロックのうち、地震等により倒壊した場合において、町民の身体への危険又は通行を妨げるおそれがあるものとして町長が認めたものをいう。
- (3) 危険ブロック塀の除却 危険ブロック塀を解体撤去することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、通学路に面する危険ブロック塀の除却とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 通学路に面した危険ブロック塀を所有していること。
- (2) 世帯全員に市区町村税等の滞納がないこと。
- (3) コミュニティプラント等町有施設使用料の滞納がないこと。
- (4) この要綱の規定による補助金を過去に受け取ったことがないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施することができる者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象事業に要する経費の合計額の3分

の1以内(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)
とし、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業に着手する前に、睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 世帯全員の納税証明書の写し
- (3) 除却する危険ブロック塀の場所を示す位置図
- (4) 除却する危険ブロック塀の高さ及び仕様を示す概要図
- (5) 除却する危険ブロック塀の写真
- (6) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる書類により明らかにすべき事項を、個人情報の閲覧に係る同意書(様式第2号)により、個人情報の閲覧に同意を得た上で町長が公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、その決定の内容及びこれに付した条件を当該申請者に通知するものとする。

(変更承認の申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更内容を明らかにする図面
- (2) 変更内容を明らかにする写真
- (3) 変更後の補助対象事業に係る見積書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更等の承

認の可否を決定し、睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 契約書又は請書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 施工中及び施工後の写真
- (4) 補助対象事業の実施に伴い発生した廃棄物の処分報告書
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その報告書を審査し、又は必要に応じて現地を調査し、第7条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び受領）

第11条 前条の規定により補助金の額が確定した者は、睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出し、補助金の交付を請求し、補助金を受領するものとする。

2 前項の場合において、同項に規定する者は、委任状（様式第9号）により、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係る補助対象事業を行った施工事業者に委任することができる。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定により請求を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第13条 町長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により補助対象事業を中止したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金の交付に
し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 6 条関係）

睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付申請書

年 月 日

睦沢町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

下記のとおり睦沢町危険ブロック塀除却事業について補助金の交付を受けた
いので、睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

危険ブロック塀 の所在地	睦沢町
施 行 事 業 者	住 所
	氏 名
	電話番号
事 業 費	円
補助金交付申請額	金 円（千円未満切捨て）
除 却 工 事 の 内 容	
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
補助金代理受領制度	利用する ・ 利用しない
添 付 書 類	(1) 住民票の写し（世帯全員） (2) 世帯全員の納税証明書の写し (3) 除却する危険ブロック塀の場所を示す位置図 (4) 除却する危険ブロック塀の高さ及び仕様を示す概要図 (5) 除却する危険ブロック塀の写真 (6) 補助対象事業に係る見積書の写し (7) その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

個人情報の閲覧に係る同意書

年 月 日

睦沢町長 様

補助金交付申請者	住所	
	氏名	㊞
同居者	氏名	㊞
同居者	氏名	㊞
同居者	氏名	㊞

睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金の交付に必要な下記の個人情報を貴職が職権
で閲覧することに同意します。

記

個人情報の閲覧を同意する項目

- 1 住民票
- 2 町民税
- 3 固定資産税
- 4 軽自動車税
- 5 国民健康保険税
- 6 介護保険料
- 7 コミュニティ・プラント使用料等

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

睦沢町長

印

睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	金 円（千円未満切捨て）		
補助金交付決定額の内訳	補助対象工事予定金額	補助金額	交付決定額
	A	$B=A \times 3/10$	$C \leq 20$ 万円
	円	円	円
除却工事の内容			
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
補助金交付の条件	(1) 補助対象工事は、年 月 日までに完了すること。 (2) 補助対象工事の内容を変更しようとするときは、町長の承認を受けること。 (3) この補助金を受ける権利を第三者に譲渡したり、担保に供したりすることはできません。 (4) 補助対象工事が完了したときは、速やかに実績報告書を関係書類とともに提出すること。 (5) 補助金の申請に当たり、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消します。また、既に補助金の交付を受けているときは、その金額を返還していただきます。		

様式第4号（第8条関係）

睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

睦沢町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更（中止）の理由			
変更の内容	工事予定金額	変更前	変更後
		円	円
	工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類		(1) 変更内容を明らかにする図面 (2) 変更内容を明らかにする写真 (3) 変更後の補助対象事業に係る見積書の写し (4) その他町長が必要と認める書類	

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

睦沢町長

㊟

睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止）については、
下記のとおり決定したので、睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付要綱第 8
条の規定により通知します。

記

（変更・中止）承認の可否	可 ・ 否 （否とした理由）
変 更 を 承 認 す る 内 容	
変 更 後 の 補 助 対 象 工 事 予 定 金 額	円
変 更 後 の 工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

様式第 6 号（第 9 条関係）

睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金実績報告書

年 月 日

睦沢町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された
睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金に係る除却工事が完了したので、睦沢町
危険ブロック塀除却事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり関
係書類を添えて報告します。

記

危険ブロック塀 の 所 在 地	睦沢町				
施 行 事 業 者	住 所				
	氏 名				
	電話番号				
事 業 費	円				
補助金交付決定額	金 円				
除 却 工 事 の 内 容					
工 事 期 間	着手	年	月	日	完了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 契約書又は請書の写し (2) 領収書の写し。ただし、補助金の請求及び受領を施工 事業者に委任するときは、当該除却工事に要した経費か ら補助金の額を差し引いた額の領収書の写しとする。 (3) 施工中及び施工後の写真 (4) 補助対象事業の実施に伴い発生した廃棄物の処分報告 書 (5) その他町長が必要と認める書類				

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

睦沢町長

⑨

睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので、睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交付請求書

睦沢町長 様

請求者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって補助金の確定通知を受けた
睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金について、睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金交
付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 _____ 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信用組合 農協・労働金庫 ゆうちょ銀行		支店 支所					
預金の種類	普通 ・ 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

（添付書類）

・ 要綱第 1 1 条第 2 項の規定による補助金代理受領制度を利用する場合は、委任状

※補助金代理受領制度を利用する場合の請求者は、委任状に記載された受任者になります。

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

委 任 状

睦沢町長 様

委任者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号をもって補助金の確定通知を受けた睦沢町危険ブロック塀除却事業補助金の請求及び受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

記

受任者

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ ㊞

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 1 0 条関係)

様式第 8 号 (第 1 1 条関係)

様式第 9 号 (第 1 1 条関係)